

令和7年度

倉吉市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

倉吉市監査委員

倉 監 査 第 3 2 号

令和 8 年 8 月 2 0 日

倉吉市長 広 田 一 恭 様

倉 吉 市 監 査 委 員 池 田 弘 之

倉 吉 市 監 査 委 員 近 藤 一 重

倉 吉 市 監 査 委 員 福 井 典 子

令和 7 年度倉吉市の決算に係る健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 7 年度倉吉市の決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、審査の結果を別紙のとおり意見を付けて提出します。

令和7年度 健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

令和7年度の倉吉市の健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和8年7月29日から令和8年8月4日まで

第3 審査の方法

審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。なお、審査に当たっては、算定の根拠となる積算資料の提出を求めるとともに、担当職員から説明を聴取してこれを行った。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率の各値は、下記のとおりであり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、これらの値は正確であると認められる。

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	— (-2.07)	— (-9.57)	8.4	64.7
早期健全化基準	12.78	17.78	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質収支又は連結実質収支が黒字である場合は、「実質赤字比率」又は「連結実質赤字比率」は「—」で表示される。なお、() 内の値は、実質収支又は連結実質収支の黒字の比率を負の値で表示したものである。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支額の合計は309,703千円の黒字で、前年度の同値に比べ190,764千円・38.1%の減少となった。この結果、基礎となる値は、△2.07%（実質収支が黒字のため、負の値をとる。）で、前年度の同値に比べ絶対値が1.34ポイント減少している。

② 連結実質赤字比率について

連結実質収支額等の合計は1,432,302千円の黒字で、前年度の同値に比べ292,230千円・16.9%の減少となった。この結果、連結実質赤字比率の基礎となる値は、△9.57%（連結実質収支が黒字のため、負の値をとる。）で、前年度の同値に比べ絶対値が2.18ポイント減少している。

③ 実質公債費比率について

令和7年度の実質公債費率（3か年平均）は、8.4%で早期健全化基準の25.0%を下回っている。

前年度の同値（7.9%）と比べて、0.5ポイントの増加となった。これは、実質公債費比率が3か年平均のため令和7年度と令和4年度の単年度実質公債費比率を比較して、主に分子で公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金が25,482千円、一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金が32,165千円増加し、これらの値を減じることとなる事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費が137,544千円減少しているためである。

なお、実質公債費比率が18.0%未満となったため、倉吉市は引き続き、地方債協議団体である。

④ 将来負担比率について

令和7年度の将来負担比率の値は、64.7%で早期健全化基準の350.0%を下回っている。

前年度の同値（52.2%）に比べて、12.5ポイントの増加となった。これは、主に分子で地方債の現在高が993,290千円減少したものの、公営企業債等繰入見込額715,611千円、組合等負担等見込額567,835千円、退職手当負担見込額が101,530千円増加し、これらの値を減じることとなる充当可能基金301,321千円、充当可能特定収入201,784千円、基準財政需要額算入見込額が775,308千円減少しているためである。

令和7年度 資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和7年度の倉吉市の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和8年7月29日から令和8年8月4日まで

第3 審査の方法

審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。なお、審査にあたっては、算定の基礎となる積算資料の提出を求めるとともに、担当職員から説明を聴取してこれを行った。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された各公営企業会計の資金不足比率の各値は、下記のとおりであり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、これらの値は正確であると認められる。

公営企業会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
水道事業	—	20.0%	
下水道事業	—		
温泉配湯事業	—		

※資金不足を生じない場合は、「資金不足比率」の値は「—」で表示される。

(2) 個別意見

特になし